

原著論文

議会主義の基礎づけとその限界について —カール・シュミット「現代における議会主義と大衆民主主義の対立」を素材として—

眞次 宏典

On the Foundation of the Parliamentarism and its Limits

MATSUGU Hironori

要 旨

本論文は、第一次大戦後のドイツにおいて最も注目を浴びた議会制批判を提出したカール・シュミットの議会制論について検討する。彼の議論は、「社会技術的」な制度として議会を見るものではなく、精神的原理的な基礎としての「討論と公開性」にもとづく制度として議会将位置づけるものだった。シュミットの分析方法によって近代議会のあり方は明確なものとなるが、当時のドイツや西欧では精神的原理的基礎が失われてしまっていたので、彼の議会制批判は破壊的なものとなった。本論文では、そのような彼の議論を議会主義の基礎づけとその限界という視点から整理した。

キーワード

議会主義 討論 公開性 制度 シュミット

目 次

- I. はじめに
- II. シュミットの議会主義批判
- III. 議会主義の基礎づけと限界
- IV. おわりに
- 注
- 文献

I. はじめに

「議会主義の危機」は、20世紀の初頭に近代の自由主義的国家において深刻な問題となっていた。そして、第二次世界大戦後70年が経ち、東西冷戦の終結を経て25年以上が経過した今日においても、議会主義あるいは議会政治に何らかの問題があることを認めない者は一先進工業諸国一般においても、また日本においても一いないであろう。そのような議会主義の危機が語られ、議会制をめぐる古典的な議論を提出されたのは第一次世界大戦後のヨーロッパであり、その中でも最も激しい論争が行われたのはワイマール憲法時代のドイツであった。本論文は、兩大戦間期のドイツにおいて最も注目を浴びた理論家の一人であるカール・シュミット (Carl Schmitt) の議会制論について (そして、それに限定して) 検討するものである^{注1}。

カール・シュミットは1923年の著作『現代議会主義の精神的地位』において、第一次世界大戦後に成立したワイマール共和制の状況下で、現代議会主義についての批判を展開した^{注2}。本論文がシュミットの議論を検討する理由は、彼の議論の中に議会主義についての極めて鋭く明晰な分析が含まれているからであり、それは今日においても「一定の」有意性をもっていると考えられるからである—シュミットの議論がすべて正しかったということは不可能であるが、すべてが意味のない議論ということも不可能であろう—。本論文は、シュミットの1926年発表の論文「議会主義と現代の大衆民主主義の対立^{注3}」を中心に、彼の議会主義についての批判と基礎づけとその限界について検討するものである^{注4}。

II. シュミットの議会主義批判

第一次世界大戦の敗戦後のワイマール共和制時代、ドイツの憲法と議会は左右からの攻撃にさらされていた。それは、同時代の西欧諸国の議会制民主主義とその憲法にとってもほぼ同様の状況であった^{注5}。

第一次大戦後ドイツの議会主義をめぐる状況の認識として一般的に共有されていた理解は、ロシア革命の影響下における左からのボルシェビズムとイタリアにおけるムッソリーニのファシスト党の政権樹立による右からのファシズム (ドイツにおいてはナチズム) とによって挟み撃ちにあっているという

ものであった。たしかに、1917年のロシア革命はレーニンの指導するボルシェビキによるものであり、これは当時の世界に極めて大きな衝撃を与えた。また、1922年イタリアのムッソリーニ率いるファシスト党による政権奪取は、右側からの議会主義への衝撃であった。そして、1920年代の先進国においては、議会主義の限界、すなわち自由民主主義の政治体制への限界が感じられていたこと、そしてそれに代わるオルタナティブとしてボルシェビズムまたはファシズムの政治体制に魅力を感じる勢力が大きかったということも背景にあった。そのような時代において、ボルシェビズムやファシズムは、議会主義や自由民主主義のオルタナティブとして—当時としては—大きな魅力を持ってあらわれたのである。その意味で、議会主義と自由民主主義の政治体制は左右からの挟撃にあっていたと言える。

しかしながら、当時の憲法学者の中には、より深い原理的な次元で議会主義をめぐる状況に関心を持ち、批判あるいは擁護する者たちがいた^{注6}。その一人としてカール・シュミットが挙げられる。シュミット自身の議会主義及び議会制の現状についての認識は批判的なものであったが、それは同時に原理的な次元における批判に基礎づけられたものでもあった。彼は1923年の『現代議会主義の精神的地位』において、議会主義の原理的基礎が「討論と公開性 (Diskussion und Öffentlichkeit)」にあり、それへの信念が失われたことに議会主義の危機の真の原因を見ている。そのことは同書に対する批判への論駁として出された1926年の論文「議会主義と現代の大衆民主主義との対立」においても次のように述べられている。

「議会主義について1923年に公刊された著述のなかで、私は、討論と公開性を議会という制度がその精神的基礎をおく原理としたのであった。議会主義の危機ということが大いに論議されているが、それは思想史的に考察すれば、今日の現代大衆民主主義の発展の結果、そのような原理への信念が失われてしまった^{注7}」

シュミットによれば、君主主義の政府に対抗して闘った近代の「自由主義の巨匠たちや議会主義の闘士たち」は討論と公開性という原理についての信念を持っており、公開の討論のなかに政治的腐敗に対する救済手段だけでなく、議会の道徳的価値と卓越性を確かなものとしてみてとっていた^{注8}。議会主義のために闘った思想家たちにとって、議会

はたんなる制度や道具ではなく、それ以上の「なにか」であった。ここでシュミットは彼らの代表者としてルイ・フィリップ時代の自由主義政治家であり、思想家でもあったギゾー(François Pierre Guillaume Guizot)を挙げる。ギゾーにとって「議会とは、議論と反論とによる公開の討論の中に真理と正しさが確実に見出される場所」であったとシュミットは位置づけている。そして、この信念が崩壊して公開の討論が虚ろな定式となり、あらゆる重要な問題の決定が狭い範囲の委員会の秘密の会議の中で行われるとき、議会主義の精神的基礎も崩壊したとする^{注9}。このようにシュミットは、19世紀前半のギゾーが活躍した時代を議会主義の最盛期と見て、そこに議会主義の精神的基礎としての討論と公開性を見出している^{注10}。討論と公開性という原理的基礎に基づいているから、議会制度や議会主義はたんなる制度や道具ではない、特別な性質を持つ「なにか」だったのであるから、それら原理的基礎を失ってしまえば、そのあり方は根本的に危ういものになってしまうのは当然である。

このような原理的な考察と批判—基礎づけ主義的な議論—は、議会主義を一種の社会技術的(sozial-technisch)な効用をもつ制度としてのみ見る見解とは鋭く対立する。そのような立場の論者として、『現代議会主義の精神的地位』を批判したドイツの国法学者リヒャルト・トーマ(Richard Thoma)があり、シュミットは彼の批判に対して反駁している。シュミットによれば、トーマの批判の要点は、討論と公開性を議会主義の精神的原理的基礎とするシュミットの議論が「まったく過去のものとなってしまった思考過程の中に議会主義の精神的基礎を見いだすものであり、……そのようなものは何世代か前には支配的な考え方であっただろうが、今日ではずいぶん前から議会主義は全く別の基礎の上に存立しているのだ^{注11}」という。しかし、トーマによる議会主義の新しい原理は明確なものではなく、「1917年以來のマックス・ヴェーバー(Max Weber)、フーゴー・プロイス(Hugo Preuss)、フリードリッヒ・ナウマン(Friedrich Naumann)の著作と演説^{注12}」を挙げるのみであると反駁する。シュミットによれば、トーマの挙げたドイツの民主主義者にとって議会主義とは「本質的に、そしてせいぜい、政治的な指導者選択の手段を意味し、政治的なディレクティブイズムを退け、最良の者たち、もっとも有能な者たちを政治的指導者層につけることを意味していた^{注13}」にすぎないという。

このように政治的エリートの選出手段としてのみ議会を位置づけるならば、それは一つの社会技術的・装置であり、それ自体の独自性や特殊性のない道具となってしまうのは当然である。そして、一度そのように議会を見てしまえば、現実の議会が「最良の者たち、もっとも有能な者たち」を政治的エリートとしての大臣や議会指導者につけることができない当時の実態はもはや原理的にも技術的にも正当化できなくなるであろう。実際当時の多くの国で—そして、現代でも—、そのような政治的エリートの選択手段としての議会への期待については、悲観的な議論が—少なくとも一定以上は—説得的であることは否めない。シュミットが、「ほとんど壊滅的なことがある。多くの国で議会主義の結果として、既にあらゆる事項が政党とその従属物の獲物と妥協の対象となってしまう、政治的エリートの仕事どころか、かなり軽蔑された階級の人たちのかなり軽蔑された仕事となってしまう^{注14}」というとき、このような否定的な評価は21世紀の議会政治についても一定以上は妥当するものであろう。

シュミットの反駁はこれにとどまらず、原理的な次元に及ぶそれは先に見た議会主義の基礎としての討論と公開性が失われてしまったことである。彼は討論と公開性、あるいは公開の討論に對置して「商議(Verhandlung)」をとりあげる。彼による討論には特別の性質を与えられている。シュミットによれば、議会主義の想定する討論が成立するためには、前提としての共通の確信、よるこんで説得される覚悟、党派の拘束からの独立、利己的な利害にとらわれないことが必要であるという。そして、それによつてはじめて議会主義的憲法の諸規定—全国民の代表としての議員、訓令による拘束の禁止、演説の自由の保障、会議の公開性—は意味を持つものとなる^{注15}。

これに対して商議は、「あらゆる大使の会議、あらゆる派遣委員の集会、またあらゆる幹部会で商議がなされるものである。それは絶対君主の官房の間で、等族身分の組織の間で、キリスト教徒とトルコ人の間で、商議がなされた^{注16}」とされる。このように商議は、相互に相容れない利益をもつ者たちの間で、そこにはいない上位者の訓令に拘束された者たちの間で、そして異教徒との間でも行われるやりとりである。そこには先に見たような議会主義の原理である討論の諸前提は存在しないし、また公開性も不要、あるいはむしろ有害なものとなる。

このように理想化された討論に対しては、そのようなものは不可能である、または議会主義の基礎としてはありえないもの—少なくとも既に存在しないもの—として考えるのが一般的であろう。しかしながら、シュミットによれば「そのような懐疑もまた、議会主義の危機の要素である^{註17}」という。これは議会主義の基礎が精神的なものの、議会主義の基礎への信念であることと関連している。議会主義の危機は、それが社会技術的装置として機能を果たさなくなったことだけでなく、人々や政治的エリートたちが議会主義に対して持っていた信念を喪失してしまったことにも原因を求められている^{註18}。

以上見てきたように、シュミットの議会制論における議会主義の基礎づけ論は、討論と公開性に基礎づけられた一つの政治システム—全体としての国家という政治行政システムのサブシステム—としての議会が、その原理的基礎を失い、かつ機能不全を起しているのに、それでもなお存続しうるのかという批判であった。

Ⅲ. 議会主義の基礎づけと限界

これまで見たように、シュミットの議論で特徴的なことは、ボルシェビズムとファシズムの左右からの挟撃という政治状況の分析にはあまり重きをおかず、議会主義の基礎にある精神的原理的なものに分析の中心をおいていることである。また、「社会技術的」な機能についても大した価値を認めていない。以下では、その思考過程について、いささか長くなるが引用したい。

「今日の議会主義的活動が他のものと比べてより小さな悪であること、ともかくボルシェビズムや独裁よりはよいものであろうということ、それを排除すれば予想もできぬ帰結が生じるであろうこと。それは『社会技術的』にいて一つの完全に実用的なものであること、これらすべては興味深く、部分的には正しい考察である。しかし、これらはすべて特殊な性質を持った一つの制度の精神的な基礎ではない。議会主義は、今日、統治の方法、政治の制度として存続している。存続し、我慢できる程度に機能しているすべてのものがそうであるように、それは有用ではあるが、それ以上でもないし、それ以下でもない。実証を経ない他の方法よりは今のようにするのがずっと上手くいき、軽率な実験によって、今日ともかくも

実際に存在している最小限の秩序が危うくされるだろうと主張すべき理由は多い。この種の考慮を分別ある人間ならだれでも、完全に承認するであろう。しかし、それは原理的な関心の領域での問題ではない。おそらく誰でも、精神的な基礎、あるいは道徳的な真理を『ほかになにがあるのだ?』ということ論証したと思うほど、求めるところが少ないわけではないだろう^{註19}」

このように議会主義が一つの制度として現実に機能していること、それは他の試されていない他の方法よりはましなものであること、他のものに変えた場合により大きな悪が生じる危険性があることなどは、あくまでも「社会技術的」な実用性の次元の理由にすぎない。それらは、シュミットにとってはそれほど意義を認めるに値しないものであった。彼にとって肝要なことは、「特殊な性質を持った一つの制度の精神的基礎」であった。そして、その基礎が失われているという状況が現代の議会主義の根本的な危機として、『現代議会主義の精神史的地位』においても、論文「現代における議会主義と大衆民主主義の対立」においても明らかにされているのである。

このような方法は、モンテスキューをひきながらの君主制についての分析でも採用されている。ここでは、君主主義の原理が「名誉 (Ehre)」であるとされ、重要なのは統治の技術として君主制が機能することやそれが示す効用ではない^{註20}。

「政治思想の歴史においては、偉大な衝動の時代と、没思想的な現状 (status quo) の無風の時代とがある。王制の原理、すなわち名誉に対する感覚が失われていくとき、また、自己の尊厳と名誉の代わりに自己の有用性と必要性を示そうとするブルジョワ王制があらわれるときは、君主主義の時代は終わりにきているのである。君主主義の制度の外面的装置は、その場合もなお長く存在することができる。にもかかわらず、君主主義の最期は来た。他のいかなる制度でもなく本来この制度に属する確信は、そのとき過去のものとなる。実用的な正当化には事欠かない。しかし、国王と実際上同じように、あるいはそれ以上に有用なものとして実証されるような人や組織があらわれ、そのような単純な事実によって君主制が退けられるかどうかということは事実の問題に過ぎない^{註21}」

一つの政治制度、統治制度として、それには固有

の精神的基礎である原理があり、その原理への確信が失われてしまえば、たとえその制度が「社会技術的」にうまく機能していてもその制度は終わってしまっているのである。シュミットによれば、その制度よりもよりよく機能する他の方法、制度があらわれてしまえば、古い制度はそれ自体としての存立価値をもたないからである。その一つの例として挙げた君主制は、その原理としての「名誉」をその基礎としてもっている限りにおいて、少なくとも原理的には安定して存立可能であった。しかし、その原理を失い、かわりに有用性や必要性という実用的な正当化を図るブルジョア王制が出現すれば、それは他の諸制度と比較のコンテストとにさらされてしまう。そうなれば、より良く機能する、そしてよりましな制度によって取りかえられてしまうまで、あと一歩である。原理的基礎を失い、実用性において他の諸制度に劣るならば、あとは歴史的な正統性に頼らざるをえないだろうが、そのとき君主制はその命を失っているのである^{注22}。

シュミットは、19世紀に君主主義が議会主義（自由主義）と民主主義の連合体に敗れ去ったことを見ている^{注23}。そして、20世紀には君主主義が政治的制度として、統治の制度として政治的意義を失った後で、議会主義と民主主義は乖離してしまった。その歴史的状況の中で、討論と公開性という精神的基礎を失った議会主義は深刻な危機に瀕しているのである。一つの制度がその発展過程において他の目的達成に仕えることはありうるが、他の原理を一つの制度の基礎として取りかえることは一少なくともシュミットにとっては一ありえないことである。「われわれが、例えばモンテスキューとともに、君主主義の原理は『名誉』であるということを確認するとき、この原理は民主主義共和国には転属されえない。それは公開の討論という原理の上に君主主義は基礎づけられえないと同様である^{注24}」という定式からみれば、そのことは明らかである。

結局、トーマに対する反駁においてもあらわれているシュミットの思考方法は、一つの制度は固有の原理によって基礎づけられなければならないというものであり、まさに基礎づけ主義そのものである。このようなシュミットの方法は極めて鋭い切れ味をもつ反面、原理を失った議会主義がなんらの救いようがない状況にあるように位置づけてしまう。それは1920年代の混乱したドイツの議会主義をめぐる状況から見れば、議会制や議会主義に対する決定的な否定論と受け取られるのも十分な理由があ

る。

ところで、21世紀の現在のドイツではない、日本で生きている—私たちは、シュミットのこの原理的な考察による批判に対してどのように接すればよいのだろうか。シュミットの議論に一定のメリットがあることは確かである。たとえば、議会主義の憲法、いわゆる近代立憲主義の憲法がもつ議会についての諸規定の意味が明確になるということは、シュミットの議論による効用である。全国民の代表者としての議員の地位、命令的委任の禁止（自由委任の原則）、議員の発言の自由や不可侵権といった諸特権、議会議事の公開性の原則等は、シュミットのいうとおり、「討論と公開性によってはじめて、その意味を獲得する^{注25}」といえるだろう。そして、それは日本国憲法の国会についての諸規定に説明する場合にも利用可能なものである。

しかし、ここでは、シュミットに抗して、彼の議論の射程を限定してみたい。統治の制度の精神的基礎としての原理についての確信が喪失され、それに代わる新しい原理が提出されない—というよりも、シュミットによれば提出不能である—ということは上に見たとおりである。しかしながら、原理がなくとも制度は機能できるのであり、機能する限りにおいて、それは「社会技術的」には存在価値はあるだろう。実際、今日の日本の国会は、いろいろな問題を抱えていることは明らかであるが、ワイマール憲法時代のドイツの議会よりも「有用でしかも不可欠な社会的政治的技術道具としてうまく^{注26}」機能していると言ってよい。なるほど確かに、シュミットが理想化した討論と公開性への確信というものは存在しない。しかし、それでもこの議会の制度は日本でも他の西側先進諸国でも、まずまず以上には機能していることは認めるべきであろう。

このように述べることは、シュミットにとっては知的退廃の徴（しるし）であるかもしれない。また、シュミットが激しく論駁したトーマの立場と同じようなものかもしれない。そして、それは「他に何かがある？」という開き直りにすぎないともいえるかもしれない。しかし、第二次世界大戦と東西冷戦の終結を経験した現代の私たちにとって、1920年代のワイマールドイツとは状況が違うのである。左右の全体主義が現実的な望ましい政治的選択肢として消滅してしまえば、明らかな優越性をもつように見えるオルタナティブは存在しない。そして、少なくとも現在のところ議会主義に代わる望ましい統治の制度はあらわれていないし、何らかの形の独裁も望まし

い選択肢として評価されることはないであろう^{注27}。それが21世紀初頭の先進国における議会主義をめぐる状況—少なくともその一つの側面—である。

もっとも、このように述べることによって、討論と公開性という基礎原理を喪失した議会主義の危機が消滅するわけではない。議会主義自体は、依然としてその基礎を失った状態にあり、不安定なままである。ただ、それに代わる選択肢が現実存在しないこと、あるいは他の選択肢に対して一般の国民が魅力を感じていないことは、1920年代のドイツとは決定的に違う状況である。その意味で、先にも引用したシュミットが君主主義について述べた言葉の中に示された思考方法は一つの手がかりを含んでいる。名誉の原理についての感覚や確信を失い、自己の有用性と必要性を示そうとするブルジョワ王制があらわれて君主主義の時代が終わっても、「君主主義的制度の外面的装置は、その場合も長く存続することができる^{注28}」。議会主義についても同じことである。討論と公開性の原理は喪失し、憲法典の国会議員の地位や特権、議事運営の公開などについての規定は空虚な定式となっているかもしれない。その意味で、この日本においても、シュミットのいう意味の「議会主義は死んでいる」と言えるであろう。少なくともシュミットの理想化した議会主義、討論と公開性によって基礎づけられ、それにふさわしい運営がなされたとする19世紀の議会主義と同じものを現在の日本で期待することは不可能である。

そのような認識に立てば、見えてくるのは「外面的装置」としての議会主義の可能性である。そしてこれは、日本においてもいろいろな難点を抱え、機能不全を来しながらもなんとか第二次大戦後70年存続してきた。もちろん、そこにはもはや原理的基礎は存在しないであろう—そもそも日本の議会史においてどの程度存在したか自体疑わしいが—、原理的な次元に関心をもつ人間の期待には添えないであろう。しかし、議会主義への原理が失われたからといって、原理的な基礎づけが不能となったからといって、議会という制度を見捨てる必要はない。その意味で、シュミットの議会主義の基礎づけによる議会制批判は、その射程を限定して捉えるべきである。近代立憲主義の憲法の議会制の部分について、シュミットの基礎づけ主義的な議論は一定以上の有意性をもつ。しかし、現代の議会政治をめぐる状況はシュミットの議会制論の射程外に存在しているのであるのだから、彼の議論の有意

性は限定的に捉えるべきである^{注29}。

マックス・ヴェーバーは『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、禁欲的な職業倫理、合理的な生活態度に基礎づけられた近代の資本主義の姿を明らかにした。そして、資本主義の進展、すなわち近代化の果てに、資本主義の基礎である禁欲的職業倫理と合理的な生活態度が失われて、資本主義が「鋼鉄の外枠」となる過程を描いた^{注30}。そのような資本主義の進展のあり方は、シュミットが描いた議会主義のあり方と基本的に同じであると見てよい。議会制度は、鋼鉄であるかどうかはにおいて、外枠として存在し、それなりに機能していることは間違いないことである。その上で、この議会という制度をどのように使っていくかが現代の課題だといえるだろう。しかし、その意味で、一ヴェーバーのいう「精神のない専門人」、「心情のない享楽人」の生きる時代という表現が大変ふさわしいように思える現代の日本において—外枠としての議会とどう接していくか、どう活用していくかが、現在日本の議会主義にとって大変困難ではあるが、しかし重要な問題である。そして、それはまた理論的に見れば、そのような形でシュミットの議論の射程の外に立つことで、「シュミットの後 (After Schmitt)」の視点が獲得できることを意味するといえるだろう。

VI. おわりに

以上、カール・シュミットの議会主義論・議会主義批判について検討してきた。そこには、討論と公開性を原理として基礎づけられた近代の議会主義という論理構成があり、そのような基礎づけが崩壊したことが現代の議会主義の危機の原因であるというのが、シュミットの議会主義論・議会主義批判の基本構成である。

しかし、そのような基礎づけ主義の議論の射程を限定してしまえば、その外にある21世紀の先進国と日本においては、原理なき制度として基礎を欠いた議会という制度が「外枠」として存在し—少なくとも一定程度は一機能していることは事実である。そして、そのような議会と共に、どのように政治的秩序と政府を構築していくかが現代のわれわれにとって、そして当面将来の日本にとって極めて重要な問題の一つであろう^{注31}。

注

- 注1 本論文では、代表制論や基本権論等を含むシュミットの憲法理論全体、また彼の国家論・政治理論全体については論じないこととする。シュミットについての研究書の主要なものとしては、山下威士『カール・シュミット研究—危機政府と保守革命運動』南窓社、1986年。和仁陽『教会・公法学・国家—初期カール・シュミットの公法学』東京大学出版会、1990。初宿正典・古賀敬太編『カール・シュミットとその時代—シュミットをめぐる友・敵の座標』風行社、1997。竹島博之『カール・シュミットの政治—「近代」への反逆』風行社、2001。佐野誠『近代啓蒙批判とナチズムの病理—カール・シュミットにおける法・国家・ユダヤ人』創文社、2003。白井隆一郎編『カール・シュミットと現代』沖積社、2005。石川健治『自由と特権への距離—カール・シュミット「制度保障」論・再考 [増補版]』日本評論社、2007。古賀敬太『シュミット・ルネッサンス—カール・シュミットの概念的思考に即して』風行社、2007。大竹弘二『正戦と内戦—カール・シュミット国際秩序思想』以文社、2009。仲正昌樹『カール・シュミット入門講義』作品社、2013などがある。なお、筆者による研究論文として拙稿「カール・シュミット—市民的法治国家の憲法理論」飯島昇蔵編『両大戦間期の政治思想』新評論、1999年 pp.103-132。
- 注2 Carl Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, Berlin, 6. Aufl., 1985. 同書の邦訳として、服部平治・宮本盛太郎訳『現代議会主義の精神的地位』社会思想社、1972。樋口陽一訳『現代議会主義の精神的状況 他—編』岩波文庫、2015がある。本論文においても参考にさせていただいたが、訳文は同一とは限らない。
- 注3 Carl Schmitt, "Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie" in *Positionen und Begriffe — im Kampf mit Weimer — Genf — Versailles : 1923 -1939*. (Berlin, 1988). pp.52-66. (以下GPM.と略記) この論文の邦訳として、樋口陽一訳「議会主義と現代の大衆民主主義との対立」樋口訳前掲書所収 pp.125-157.がある。本論文においても参照させていただいたが、訳文は同一とは限らない。
- 注4 シュミットの議会主義批判については多くの研究がある。戦後日本の政治学、公法学では批判的な立場のものがほとんどだが、典型的なものとして、田中浩「カール・シュミット考—知識人と政治—」『思想』岩波書店、1988年12月号所収(特にpp.19-21)。戦後ドイツにおいて、シュミットの代表(Representaion)などの概念を利用したのものとして、Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*. (Frankfurt am Main, 1990) ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 [第二版]』未来社、1994。シュミットとハーバーマスの関係については、Ellen Kennedy, Carl Schmitt and Frankfurt School. in "Telos" March 20, 1987. pp37-66. さらに、ハルトムート・ベッカー、永井健晴訳『シュミットとハーバーマスにおける議会主義批判』風行社、2015。
- 注5 当時の西欧、特に独仏の議会制と憲法をめぐる状況についての見取り図を与える整理として、樋口陽一『比較憲法 [全訂第三版]』青林書院、1992. pp.168-231.
- 注6 批判的な立場の代表者として、ゲアハルト・ライプホルツ、渡辺中・廣田全男監訳『代表制の本質と民主制の形態変化』成文堂、2015。擁護する立場の代表者としてハンス・ケルゼン、長尾龍一・植田俊太郎訳『民主制の本質と価値』岩波文庫、2015。
- 注7 Schmitt, GPM., pp.52-53.
- 注8 Schmitt, GPM., p.53.
- 注9 Schmitt, GPM., p.53.
- 注10 樋口、前掲『比較憲法 [第三版]』は、ギゾーの時代は議員と行政官の兼職が可能だったため、「行政官を兼ねる下院議員は150人に及び、政府はその評決を監視していたといわれる……右のような議会のあり方を考えただけでも、1830年のシャルトのもとでの議会制は実はまだ未成熟だったというべきであろう」(同書p.146.)としている。
- 注11 Schmitt, GPM., p.53.
- 注12 Schmitt, GPM., p.55.
- 注13 Schmitt, GPM., p.55.
- 注14 Schmitt, GPM., p.55.
- 注15 Schmitt, GPM., p.56.
- 注16 Schmitt, GPM., pp.55-56.
- 注17 Schmitt, GPM., p.56.
- 注18 このようなシュミットの議会制批判・議会制論は、マックス・ヴェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』において、資本主義という経済システム(社会的技術)がプロテスタンティズムという宗教の精神的次元での倫理観に基づいていたということと方法的には一定の共通性をもっていると見てよいだろう。
- 注19 Schmitt, GPM., p.54.
- 注20 Schmitt, GPM., p.54.
- 注21 Schmitt, GPM., p.58.
- 注22 シュミットの君主制批判としては『憲法理論』における「もし君主制がわずかに歴史的にのみ基礎づけられるとすれば、およそ、何らの一義的な証明根拠も、何らの原理も存在しない。その場合、ヒトは、歴史においてすべてが然るように、君主制は発生し、消滅するとしかいえることはできない」Carl Schmitt, *Verfassungslehre*, 6. Aufl. Brelin, p.288. 尾吹善人訳『憲法理論』創文社、1972、p.361.
- 注23 Schmitt, GPM., p.53.
- 注24 Schmitt, GPM., pp.54-55.
- 注25 Schmitt, GPM., p.54.
- 注26 Schmitt, GPM., p.58.
- 注27 近時の憲法改正論議における「緊急権」についての検討にはここでは立ち入らない。
- 注28 Schmitt, GPM., p.137.
- 注29 戦後のシュミット論(シュミット批判)はシュミットの議論の射程範囲の中でシュミット批判をしていたように思われる。「最も徹底した議会制民主主義否定論」とした例として樋口陽一『比較憲法 [全訂第三版]』pp.184-186. ○1980年代あたりまでは、ワイマール憲法と議会制のあり方に日本国憲法と日本の戦後民主政治のあり方を投影して思考することにリアリティがあった

とも思われるが、「現在」の状況では異なる距離の取り方が可能である。なお、戦後シュミットが紹介されたフランスにおいて、21世紀になって「カール・シュミットを読まなければならないのか?」という問いが発せられる状況については、樋口陽一「訳者解説」、シュミット・樋口訳前掲書、pp159-174を参照してほしい。

注30 マックス・ヴェーバー、大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、1989. p.364.

注31 現代日本の議会政治とデモクラシーについて、待鳥聡史『代議制民主主義—「民意」と「政治家」を問い直す』中公新書、2015.

主制の本質と価値』岩波文庫、2015.

19) マックス・ヴェーバー、大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、1989.

20) 待鳥聡史『代議制民主主義—「民意」と「政治家」を問い直す』中公新書、2015.

文献

- 1) Carl Schmitt, *Die geistesgeschichtliche Lage des heutigen Parlamentarismus*, Berlin, 6. Aufl., 1985.
- 2) Carl Schmitt, "Der Gegensatz von Parlamentarismus und moderner Massendemokratie" in *Positionen und Begriffe — im Kampf mit Weimer — Genf — Versailles : 1923 -1939*. (Berlin, 1988).
- 3) 田中浩「カール・シュミット考—知識人と政治—」『思想』岩波書店、1988年12月号所収.
- 4) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*. (Frankfurt am Main, 1990) ユルゲン・ハーバーマス、細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換 [第二版]』未来社、1994.
- 5) Ellen Kennedy, "Carl Schmitt and Frankfurt School" in "Telos" March 20, 1987.
- 6) 山下威士「カール・シュミット研究—危機政府と保守革命運動」南窓社、1986年.
- 7) 和仁陽『教会・公法学・国家—初期カール・シュミットの公法学』東京大学出版会、1990.
- 8) 初宿正典・古賀敬太編『カール・シュミットとその時代—シュミットをめぐる友・敵の座標』風行社、1997.
- 9) 竹島博之『カール・シュミットの政治—「近代」への反逆』風行社、2001.
- 10) 佐野誠『近代啓蒙批判とナチズムの病理—カール・シュミットにおける法・国家・ユダヤ人』創文社、2003.
- 11) 白井隆一郎編『カール・シュミットと現代』沖積社、2005.
- 12) 石川健治『自由と特権への距離—カール・シュミット「制度体保障」論・再考 [増補版]』日本評論社、2007.
- 13) 古賀敬太『シュミット・ルネッサンス—カール・シュミットの概念的思考に即して』風行社、2007.
- 14) 大竹弘二『正戦と内戦—カール・シュミットの国際秩序思想』以文社、2009。仲正昌樹『カール・シュミット入門講義』作品社、2013.
- 15) 眞次宏典「カール・シュミット—市民的法治国家の憲法理論」飯島昇蔵編『両大戦間期の政治思想』新評論、1999.
- 16) 樋口陽一『比較憲法 [全訂第三版]』青林書院、1992.
- 17) ゲアハルト・ライプホルツ、渡辺中・廣田全男監訳『代表制の本質と民主制の形態変化』成文堂、2015.
- 18) ハンス・ケルゼン、長尾龍一・植田俊太郎訳『民